

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例に基づく措置命令に関する要綱

令和7年10月14日制定

(目的)

第1条 この要綱は、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）第20条第2項に基づく勧告に係る措置命令（以下「措置命令」という。）の手続及び京都市行政手続条例（以下「行手条例」という。）第13条第1項に規定する処分基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(処分基準)

第3条 措置命令の処分基準については、別表左欄に掲げる違反行為に関し、右欄の根拠法令等の基準によるものとする。

- 2 別表に該当しない条例違反の疑いが生じたときは、その都度、条例の定めに加え、京都市旅館業法の施行に関する要綱に定める基準により、判断するものとする。

(措置命令)

第4条 条例第20条第1項に基づき勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られないときは、当該旅館業施設の営業者に対し、措置命令の手続に移行するものとする。

- 2 前項の処分は、時機を失することなく、厳正かつ的確に行わなければならない。

(措置命令の告知及び弁明の機会の付与)

第5条 措置命令を行おうとするときは行手条例第28条及び第29条の規定に基づき、当該処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項に規定する告知については、様式1の措置命令告知書を用い、弁明については、様式2の弁明書を用いるものとする。
- 3 措置命令の告知をするときは、様式3の違反調書を作成するものとする。

(命令の通知及び公表)

第6条 措置命令は、当該処分を受ける者に対し、様式4の措置命令処分通知書により通知するものとする。

2 前項の通知後、条例第23条の規定により当該処分に係る公表を行うことができる。

(様式の修正)

第7条 様式1から様式4までについては、参考様式であり、内容に応じて適宜修正を行うことができる。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

番号	違反行為	根拠法令等
1	営業者が個人であって日本国内に住所を有していない又は外国法人の場合における代理人の未選任	○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）第18条第1項
2	宿泊することの申込みをした者に対する施設に到着することを容易にするために必要な情報の未提供	○条例第18条第3項 ○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則（以下「規則」という。）第20条 ○京都市旅館業法の施行に関する要綱（以下「要綱」という。）第31条
3	施設の内部又は施設外玄関帳場における面接の方法による宿泊者の本人確認及び人数確認並びに適切な鍵の受渡し不適	○条例第18条第4項 ○要綱第32条第1項及び第2項並びに第33条第1項から第3項まで
4	宿泊者に対する周辺住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項及び施設の使用方法的説明不適	○条例18条第5項及び第6項 ○規則第21条第1項及び第2項 ○要綱第34条第1項から第3項まで及び第35条
5	周辺住民又は近隣住民からの苦情及び問合せ並びに緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制の未整備	○条例第18条第7項 ○規則第21条第3項 ○要綱第36条及び第37条
6	旅館業施設の外部から見やすい場所への営業者の氏名等の所定の事項を記載した標識の未掲示	○条例第18条第8項 ○要綱第38条
7	施設外玄関帳場の外部から見やすい場所への施設外玄関帳場である旨等の所定の事項の未掲示	○条例第18条第9項 ○要綱第39条
8	避難通路の不適切な管理	○条例第18条第10号 ○要綱第40条

(様式1)

第 年 月 日 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

京都市長



措置命令告知書

年 月 日付け 第 号により行った勧告について、いまだ必要な措置が採られていませんので、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）第20条第2項の規定により、下記のとおり当該勧告に係る措置を採ることを命じる予定であるため、京都市行政手続条例第28条及び第29条の規定により告知します。

この処分について、弁明がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に別紙様式により弁明書を提出してください。

1 予定される措置命令の内容及び根拠となる法令の条項

履行期限は、命令の日から 日以内とする。（条例第20条第2項）

（処分対象施設）

許可の年月日及び番号	旅館業施設の所在地	旅館業施設の名称
年 月 日 第 号	京都市 区	

2 不利益処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係

3 弁明書の提出先及び提出期限

(1) 弁明書の提出先

〒

京都市 区

担当

（電話 FAX ）

(2) 弁明書の提出期限

本書を受け取った日の翌日から起算して7日以内

(様式2)

弁 明 書

年 月 日

(宛先) 京都市長

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

【この弁明書の対象となる処分】

年 月 日付け 第 号により告知された措置命令処分

【次のいずれかに○を付けてください。】

- 1 私は、措置命令処分を受けることについて、特に弁明はありません。
- 2 措置命令処分について、次のとおり弁明します。

【以下に弁明を詳述してください。必要に応じ、資料等を添付してください。】

※ 弁明がされず、又は弁明に理由がないため措置命令処分を行ったときは、条例第23条の規定により、処分事実について所定の事項を公表し、過料処分を行うことがあります。

(様式3)

違 反 調 書

- 1 違反行為者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (1) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
- 2 関係する営業施設等
所在地
- 3 指導履歴
- 4 措置命令処分後の状況
 - (1) 弁明の内容
 - (2) 過料処分通知書の送付日
 - (3) 過料納入状況
 - (4) 督促状況
- 5 その他特記事項

【本調書には、参考資料があれば添付すること。】

(様式 4)

京都市達 第 号

措置命令処分通知書

被処分者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

上記の者に対し、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第 20 条第 2 の規定により、次の旅館業の施設について、下記の措置を命ずる。

許可の年月日及び番号	旅館業施設の所在地	旅館業施設の名称
年 月 日 第 号	京都市 区	

記

(必要な措置)

以上

上記のとおり通知する。

年 月 日

京都市長 印

この措置命令は、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第 23 条の規定により同条に規定する事項を公表することがあります。

【処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係並びに教示事項は、裏面のとおり】

(処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。